

日田市週休2日工事実施要領

1 趣旨

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そのため、日田市では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休2日普及に向け「週休2日工事」を実施するものである。

2 発注方式

受注者希望型により、次のいずれかの方式を基本とする。

(1) 現場閉所型週休2日制

対象期間において、4週8休以上の現場閉所に取組む方式

(2) 週休2日交替制

対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保に取組む方式

3 対象工事

(1) 現場閉所型週休2日制

日田市が発注する工事とし、対象工事は特記仕様書（営繕工事にあつては現場説明書）に週休2日対象工事（現場閉所型）であることを明示する。ただし、以下①～③の工事は除く。なお、建築一式工事に付帯して複数の工事が分離発注される場合は、すべての工事が週休2日対象工事となる。

- ① 竣工時期や作業時間の制約が厳しい工事（出水期における河川区域内工事など）
- ② 緊急を要する工事（災害復旧における応急工事など）
※災害の本復旧工事は現場閉所型の対象とする。
- ③ その他発注者が指定する工事

なお、災害の本復旧工事については、契約後に受注者から「交替制」への変更協議があった場合、「交替制」に変更できるものとする。

(2) 週休2日交替制

社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所が困難な上記（1）①～③の工事とし、対象工事は特記仕様書に週休2日対象工事（交替制）であることを明示する。ただし、営繕工事は除く。

なお、上記（1）①～③の工事については、契約後、受注者から制約等を解消する具体的な提案があり、受発注者協議が整った場合は、「現場閉所型週休2日制」を適用することができるものとする。

4 週休2日の定義

(1) 現場閉所型週休2日制

工事着工に先立ち4週間のうち8日以上の日を定め、休日には現場での作業（現場事務所での作業を含む）は行わないことをいう。対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、含まないものとする。なお、休日の形態は以下のとおりとする。

(ア) 休日の形態（営繕工事以外）

① 4週8休：4週間のうち、休日を8日以上確保することをいう。

※ 休日の考え方については、別紙「週休2日工事（現場閉所型）休日の考え方」による。

(イ) 休日の形態（営繕工事）

① 4週8休：4週間のうち、休日を8日以上確保することをいう。

※ 休日の考え方については、別紙「週休2日工事（現場閉所型）休日の考え方」による。

(ウ) 現場での作業に該当しない作業

① 臨機の措置（異常気象時等における現場対応や安全パトロール等）

② 資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない下請負人等が行う作業

③ その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

(2) 週休2日交替制

現場に従事する技術者及び技能労働者について、交替しながら4週間のうち8日以上を確保し、休日には現場での作業（現場事務所での作業を含む）は行わないことをいう。対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、含まないものとする。なお、下請企業については、施工体制台帳上の工期を基本とする。対象者は、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者とする。なお、休日の形態は以下のとおりとする。

(ア) 休日の形態

① 4週8休：4週間のうち、休日を8日以上確保することをいう。

※ 休日の考え方については、別紙「週休2日工事（交替制）休日の考え方」による。

5 実施内容

(1) 受注者による意思表示

受注者は、下記内容について確認した上で、施工計画書提出時に「週休2日工事」実施の意向について、書面にて監督員に報告する。

① 週休2日工事を行うことでの、工期変更は認められない。

② 作業日が恒常的な残業となってはならない。

なお、「現場閉所型週休2日制」で発注された災害の本復旧工事において、制約等により、「交替制」に変更する場合は、事前に監督員と協議するものとする。「週休2日交替制」により発注された上記3(1)①～③の工事において、制約等を解消する具体的な提案がある場合は、事前に監督員と協議するものとする。

(2) 計画工程表の提出

受注者は、「現場閉所型週休2日制」に取り組む場合、施工計画書提出時に週休2日の休日取得計画が確認できる工程表（任意様式）を監督員に提出する。計画工程表の作成に当たっては、上記4の週休2日の定義を反映させることとする。なお、設計変更により工期が変更となる場合には、その都度週休2日の変更取得計画を監督員に提出すること。

(3) 看板等による表示

受注者は、「週休2日工事」である旨を看板等で現場に掲示する。（別紙表示例）

(4) 実施報告

受注者は、休日の取得状況を取りまとめ、日田市公共工事請負契約約款第11条に基づく履行報告書と合わせて提出する。また、監督員の指示により、作業日報、出勤簿の提示を求められた際には提示する。

(5) 休日の変更

「現場閉所型週休2日制」において、不測の事態等によりやむを得ず、予定している休日に作業を行う必要が発生する場合は、作業発生日の前6日、後1ヶ月以内に振替えることができるものとする。また、天候不良については、不測の事態等と認める。

(6) 監督員の対応

監督員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わない。監督員は、受注者から提出された実施報告資料により休日の取得状況を確認する。

6 労務費等の取り扱い

(1) 現場閉所型週休2日制

当初の予定価格から4週8休以上の達成を前提とした場合の補正係数を各経費に乗じるものとし、施工後に休日の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、補正分を減額変更するものとする。市場単価方式、土木工事標準単価による積算にあたっては、別紙に示す補正係数を乗じるものとする。営繕工事における見積単価については補正の対象外とする。また、工場制作にかかる経費など現場作業以外の作業にかかる経費については対象外とする。補正係数等については、下記を適用するものとする。

(ア) 土木工事積算基準（電気通信関係積算資料及び機械設備積算基準を含む）

休日の形態	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費 率	現場管理費 率	率 (休日/28日)
4週8休	1.04	1.02	1.03	1.05	28.5%

※ 労務費補正の対象は、公共工事設計労務単価及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工とする。

(イ) 公共建築工事積算基準によるもの

休日の形態	労務費	市場単価等	率 (休日/28日)
4週8休	1.04	別紙「営繕工事における市場単価等の補正について」による	28.5%

(2) 週休2日交替制

当初は週休2日の補正係数を乗じずに予定価格を定め、上記4、5に基づき週休2日が達成できた場合、休日の形態に応じ、労務費等に補正係数を乗じて増額変更するものとする。市場単価方式、土木工事標準価格による積算にあたっては、別紙に示す補正係数を乗じるものとする。補正係数については、下記によることとする。

(ア) 土木工事積算基準（電気通信関係積算資料及び機械設備積算基準を含む）

休日の形態	労務費	現場管理費 率
4週8休	1.04	1.03

7 工事成績評定の取り扱い

上記4、5に基づき週休2日が達成できた場合、工事成績評定において評価する。なお、達成出来なかった場合においても減点は行わない。

8 実施証明

週休2日を達成した場合、発注者は「週休2日実施証明書」（別紙証明書様式）を発行するものとする。

9 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

附 則（令和5年11月17日）

令和6年1月1日以降に起案する設計に適用する。

附 則（令和6年5月20日）

令和6年6月1日以降に起案する設計に適用する。

附 則（令和6年7月1日）

令和6年7月15日以降に起案する設計に適用する。

附 則（令和6年11月1日）

令和6年11月15日以降に起案する設計に適用する